

申込期限  
8月31日

# 市営住宅入居者募集

入居を希望される方は必要書類をご持参の上、お申し込みください（郵送不可）



## ■ 公募抽選により入居決定する住宅 【申込期限：8月31日（金）17時】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野芝生第二北団地A	芝生	1	×	公営	S54
三野芝生第二北団地B	芝生	1	×	公営	S54
三野芝生中央団地	芝生	1	×	公営	H29

## ■ 随時入居（申し込み）ができる住宅 【申し込み先着順により入居決定】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
井川中津団地	井内西	2	×	公営	H8
井川西新町団地	御領田	3	×	公営	S62

公＝公営住宅 特＝特定公共賃貸住宅 貸＝貸付住宅  
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

## ■ お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

## ■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯（入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上）
- ② 障害者世帯（入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等）
- ③ 子育て世帯（同居者に義務教育就学中の子どもがいる世帯）

## ■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下（前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください）

## ■ 貸付住宅の所得基準

入居世帯の所得基準なし

## ■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市管理課	（電話 72-7681）
三野地区	三野支所	（電話 77-4804）
井川地区	井川支所	（電話 78-5001）
山城地区	山城支所	（電話 86-1111）
西祖谷地区	西祖谷支所	（電話 87-2273）
東祖谷地区	東祖谷支所	（電話 88-2896）



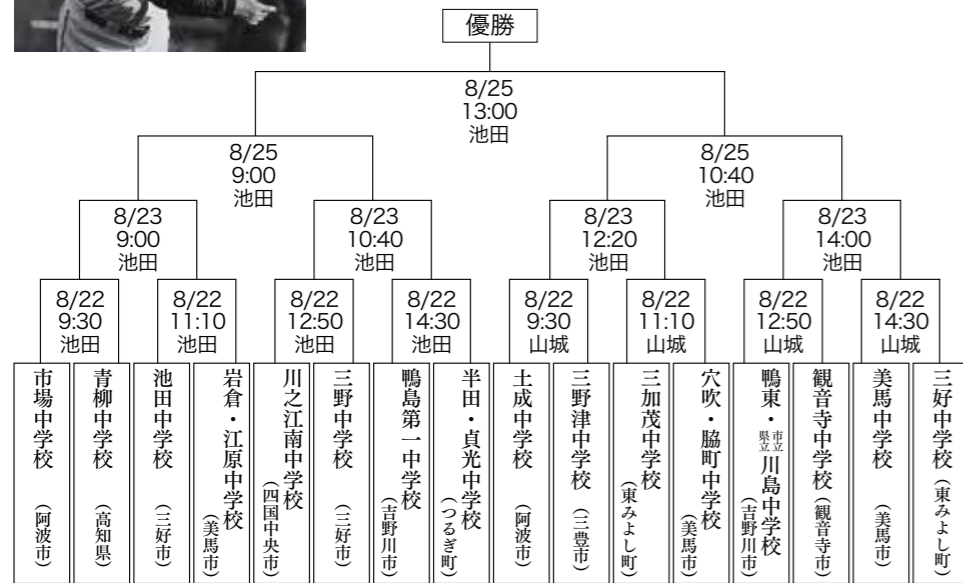
# 第11回 蔦文也杯 選抜野球大会

開会式 8月22日（水）池田球場 8:30～ 入場行進・始球式

大会ゲスト <sup>そがわ ゆうじ</sup> 十川 雄二 さん

1983年生まれ。美馬郡出身。1999年池田高校野球部入部。甲子園出場は叶わなかったが、高い身体能力が評価され、2002年に読売巨人軍に投手として入団する。左スリークォーターから鋭く曲がる縦のカーブを武器に2年目には1軍の試合で6試合に登板したが、出場機会に恵まれず2006年に現役を引退。その後、仕事の傍ら小・中学生の野球チームの指導に携わり、全国大会で優勝するチームを育てるなど、未来のプロ野球選手を育てるべく汗を流している。

主催  
蔦文也杯選抜野球大会実行委員会  
お問い合わせ先  
三好市生涯学習・スポーツ振興課  
（電話 72-3900）



池田：吉野川運動公園池田球場 山城：山城総合グラウンド ※天候により試合日程等が変更になる場合があります。

## 平成30年7月豪雨災害による「り災証明書」の申請を受け付けています

### り災証明とは

本市で発生した災害によって、り災したことの証明を行うものです。

### り災証明の範囲

り災した建物（住家）の「被害の程度」について証明を行います。  
※倉庫、車庫等（非住家）については対象外となります。

### 申請できる人

り災した建物に居住する世帯の世帯主、り災した建物の所有者、借家人等

### 準備物等

印鑑、り災した建物の写真があれば持参ください。

お問い合わせ先▼三好市役所危機管理課 ☎ 72-7625  
（受付窓口） 受付時間（平日8:30～17:15）

## 税金の減免について

三好市では、災害により著しく固定資産（家屋等）に被害を受けた場合、税金を減免する制度があります。減免の対象となる税金は、固定資産税と国民健康保険税で、内容は次のとおりです。

### ● 固定資産税の減免

#### 1. 火災の場合（家屋、償却資産に限る。）

損害の程度	減免の割合
全焼（2/3以上の価値を減じた場合）	10/10
半焼（1/3以上2/3未満の価値を減じた場合）	10/10

#### 2. 火災以外の災害の場合

##### 【家屋】

損害の程度	減免の割合
全壊、流出、埋没等により家屋の原型をとどめない場合又は復旧不能の場合	10/10
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で2/3以上の価値を減じた場合	10/10
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、住居又は、使用目的を著しく損じた場合で1/3以上2/3未満の価値を減じた場合	10/5

##### 【土地】

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の7/10以上	10/10
被害面積が当該土地の面積の2/10以上7/10未満	5/10

【償却資産】 家屋に準じて行う。

### ◎ 減免の申請手続

固定資産税減免申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類「り災証明書」等を添えて提出してください。

- ※ 申請は、固定資産税減免申請書により、各年度ごとにその年度の分について提出する必要があります。
- ※ 減免対象額は、納期未到来の税額になります。

### ● 三好市国民健康保険税の減免

災害その他特別の事情	対象者	減免期間・減免額
納税義務者が震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について重大な損害を受けたとき。	生活の本拠である住宅等が全焼、全壊、流失等の災害を受けた納税義務者。 生活の本拠である住宅等が半焼、半壊又はそれと同程度の災害を受けた納税義務者。	申請月より、向こう12か月分を全額免除 申請月より、向こう6か月分を全額免除

### ◎ 減免の申請手続

国民健康保険税減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類「り災証明書」等を添えて提出してください。

### お問い合わせ先▼三好市役所税務課

固定資産税担当（☎ 72-7614）  
国民健康保険税担当（☎ 72-7615）

## 特別叙勲

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる叙勲を受章されました方をご紹介します。

### 旭日単光章 故橋本 正治 さん （西祖谷山村今久保）

平成7年西祖谷山村議会議員に当選以来、10年10か月在職し、西祖谷山村議長や副議長などの要職を歴任され、卓越した識見と指導力で地方自治の発展及び住民福祉の向上に多大な貢献をされました。

## 太刀野財産区 議会議員決まる

三好市太刀野財産区議会議員一般選挙（平成30年7月8日執行）があり、無投票にて次の方が当選されました。任期は平成34年7月19日までです。

届出順・敬称略・（ ）は地区名	栗林 眞一 66才 （東川原西）	嵯峨 原治 82才 （東川原東）	石勝 幸二 64才 （東川原北西）	三宅 弘文 75才 （東川原北東）	田岡 眞仁 70才 （谷東）	宮本 健 63才 （東川原西）	藤岡 廣美 75才 （東川原東）	中野 宏美 67才 （西の久保）	谷 広志 54才 （原）	女鹿 幸男 67才 （中条）	原 隆行 64才 （原）	川口 隆行 66才 （西の久保）
-----------------	------------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	--------------------	----------------------	--------------------	------------------------

# 国民健康保険の財政状況

国民健康保険の平成29年度の財政状況をお知らせします。

国民健康保険は国民皆保険の中核を担う医療保険です。病气などに備えて、加入者で費用を出し合い、医療サービスの提供を行っています。

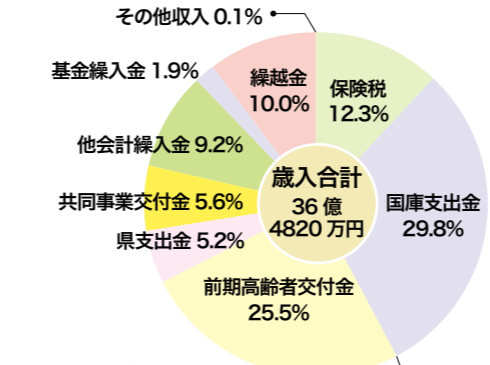
国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月

からは、これまでの市町村に比べ、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなりました。

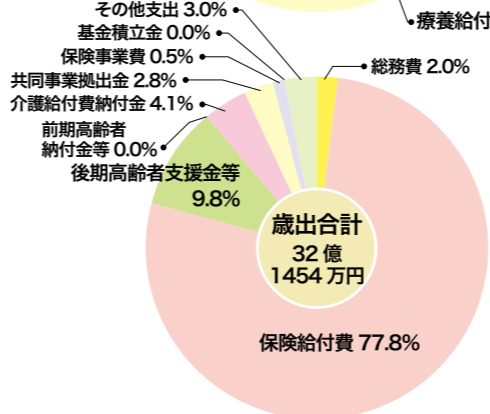
## 歳入の状況

加入者の皆さんに納めていただいている国民健康保険税の歳入に占める割合は約12%（前年度比-1%）です。（保険税参照）

保険税	4億4766万円
国庫支出金	10億8700万円
療養給付費交付金	1303万円
前期高齢者交付金	9億2853万円
県支出金	1億9129万円
共同事業交付金	2億584万円
他会計繰入金	3億3602万円
基金繰入金	7000万円
繰越金	3億6358万円
その他収入	525万円
<b>歳入合計</b>	<b>36億4820万円</b>



総務費	6457万円
保険給付費	25億115万円
後期高齢者支援金等	3億1359万円
前期高齢者納付金等	118万円
介護給付費納付金	1億3273万円
共同事業拠出金	8944万円
保険事業費	1662万円
基金積立金	8万円
その他支出	9519万円
<b>歳出合計</b>	<b>32億1455万円</b>



国や県も負担金や補助金を交付しており、歳入の約35%（4%）を占めています。（国庫支出金・県支出金）

保険者間や制度間の格差緩和や国民健康保険者の運用安定のための交付金は約31%（+1%）を占めています。（療養給付費交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金）

繰入金の中には、国民健康保険の加入者の負担軽減のため、一般会計やそれまで積み立ててきた基金からそれぞれ7千万ずつ繰入を行ってきています。歳入に占める割合は約11%（-1%）です。（他会計繰入金・基金繰入金）

## 歳出の状況

保険給付費は、被保険者の皆さんが医療機関の窓口で支払う自己負担分を除いた費用を三好市が保険医療機関に支払うものです。歳出に占める割合は約78%（-4%）となっています。

後期高齢者支援金等は、「後期高齢者医療制度」の発足に伴い自己負担額・公費負担額等を除いた約40%に相当する額を各医療保険者がそれぞれの加入者数に応じて負担するもので10%（±）を占めています。

介護給付費納付金は、介護保険の40歳から64歳までの加入者「第2号被保険者」の方に、健

## 後期高齢者医療制度の歯科健康診査について

節目の年齢を迎える後期高齢者医療制度の加入者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

徳島大学歯学部では、口腔ケアと体の健康などの関連を調査しており、定期健診を受けたり口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

**対象者** 平成29年中に節目の年齢になられた方（昭和2年、7年、12年、17年生まれの方）ただし、すでに健康状態を把握されていると考えられる長期入院患者や施設入所者は対象外です。なお、対象者には歯科健診受診券のハガキが8月末頃に送付される予定です。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありませんが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

**受診場所** 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院  
**受診可能な歯科医院の一覧表**  
 保険医療課や広域連合の窓口で配布する他、広域連合や県歯科医師会のホームページにも掲載予定です。

**受診方法** 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約のうえ受診してください。

**健診項目** 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

**受診費用** 無料

**受診期間** 平成30年9月1日～11月30日

**持っていくもの** 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

**その他注意事項**  
 ・健診の予約日を忘れないようにしてください。

・歯科健診は期間中に1回のみです。重複受診が判明した場合は費用を請求いたします。

・歯科健診は無料ですが、治療については有料となります。

・健診結果は、今後の口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがあります。

## お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課  
 徳島市川内町平石若松78番地1  
 電話088-677-3666



## 三好市医師会 市民公開講座を開催します！

先日の西日本豪雨で大きな被害が出ました。これから台風シーズンを迎える日本列島。NHKニュースウォッチ9、TBS朝チャンで気象キャスターを務めました気象予報士 井田寛子さんをお迎えし「家庭や地域でできる防災対策」についてお話をさせていただきます。

自然災害から大切な家族や地域を守るため、私たちは何をすべきかを考える良い機会です。

また当日は、会場で薬剤師会のご協力を得て、災害時のお薬手帳活用の方法や非常食の展示等も行います。

**日時** 9月9日（日）14時～  
**場所** 三好市中央公民館  
**主催** 三好市医師会  
**共催** 三好市、東みよし町、三好保健所、みよし広域連合介護保険センター  
**後援** 徳島県薬剤師会三好支部

演題 「家庭や地域でできる防災対策」

～在宅療養中の方と家族のために～

講師 気象予報士・筑波大学非常勤講師 井田寛子さん

## 私たちの大切な地域医療を守るために



国民健康保険特別会計の歳出の大半を保険給付費が占めています。被保険者は年々減少していますが、一人当たりの医療費は3年連続で県内1位です。ジェネリック医薬品（後発医薬品）への変更や市が実施している特定健診やヤング健診など各種健康診断の受診、24時間無料電話健康相談（電話0120-344-469）の利用、健康づくりポイント事業の積極的活用など、健康づくりに取り組み、加入者一人ひとりが医療費抑制に努めましょう。

## 法務省の名称を不正に使用して架空の訴訟案件を記載したはがきにご注意ください。【消費者庁】

はがきが来てもあわてない！おちついて！絶対に電話をしないでください。



差出人の例	「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」 「法務省管轄支局民事訴訟通達センター」 「法務省管轄支局民間訴訟告知管理センター」
これらの団体と法務省は一切関係がありません。法務省が個別の民事訴訟案件に関して、消費者にはがきで連絡するようなことはありません。	

消費者問題相談窓口 みよし消費生活センター 電話 72-7188

## 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(■)(■■■■) 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成■年■月■日

法務省管轄支局国民訴訟通達センター  
 東京都千代田区霞が関■丁目■番■号  
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-■■■■■-■■■■■  
 受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

# 平成31年度コミュニティ助成事業の実施者を募集します

コミュニティ助成事業とは、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的として、財団法人自治総合センターが宝くじ普及広報に関する収入を財源として行っている事業です。



- 助成対象となる事業者**
- ▼一般コミュニティ助成事業
  - ▼コミュニティセンター助成事業
  - ▼青少年健全育成助成事業
- 市がコミュニティ活動を行って

する団体とします。地域に密着した団体であっても、専ら趣味や芸術等に限定した活動団体は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人および地方公共団体が出資している第3セクター、その他その活動が地域に

事業名	助成概要	助成金額
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	100万円～250万円
コミュニティセンター助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に関する事業	総事業費の3/5以内（上限1,500万円）
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する事業（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）	30万円～100万円
地域防災組織育成助成事業	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織（自主防災組織）またはその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。	30万円～200万円

密着しているとは言いがたい団体などは助成対象外です。

▼地域防災組織育成助成事業  
助成対象となる自主防災組織は、市が認める地域の自主防災組織です。

**応募方法**  
申請を希望される団体は電話にてご相談下さい。申請方法などのご案内をさせていただきます。

**申請締切** 8月31日必着

**注意事項**  
申請に対する助成の採択・不採択および助成金額などについては、財団法人自治総合センターが決定するものであつて、必ず採択されるとは限りません。申請は1団体につき1件とし、総事業費が助成金額を上回る場合は、団体に負担していただきます。

この助成事業は、平成31年4月以降の実施予定であり、行われな可能性もあります。また、この募集内容も変更となる可能性もあります。

**お申し込み・お問い合わせ先**

- ▼一般コミュニティ助成事業
- ▼コミュニティセンター助成事業
- ▼青少年健全育成助成事業
- ▼地域防災組織育成助成事業

三好市危機管理課  
三好市地方創生推進課  
（電話 72・7607）

三好市危機管理課  
（電話 72・7625）

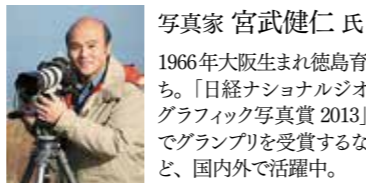


## 第6回千年のかくれんぼフォトコンテスト作品募集

平成31年  
1月31日  
当日消印有効

平成29年度最優秀賞「渓谷に思いを馳せて」美馬 克行〈撮影地：小歩危〉

### 選考審査員



写真家 宮武健仁 氏  
1966年大阪生まれ徳島育ち。「日経ナショナルジオグラフィック写真賞2013」でグランプリを受賞するなど、国内外で活躍中。

### 各賞

- 最優秀賞 [1点] 50万円  
副賞：大歩危祖谷のホテルペア宿泊券
- 第一席 [1点] 7万円  
副賞：大歩危祖谷のホテルペア宿泊券
- 第二席 [1点] 5万円  
副賞：大歩危祖谷のホテルペア宿泊券
- 第三席 [1点] 3万円  
副賞：大歩危祖谷のホテルペア宿泊券
- 入選 [10点] 1万円
- 奨励賞 [20点] 三好市の特産品セット

昨年度開催した第5回「千年のかくれんぼフォトコンテスト」には429点のご応募をいただき、美馬克行さんの作品「渓谷に思いを馳せて」が最優秀賞に輝きました。

本年度においても第6回「千年のかくれんぼフォトコンテスト」を開催致しますので、三好市の自然景観、文化財、伝統芸能、イベント、お祭り、街並みなどを感性豊かに表現した観光写真をご応募ください。

### 選考基準

- 三好市の景観を美しい作品としてPRできるもの。
- 三好市の景観要素の特徴をとらえ、千年のかくれんぼの世界観が表現されているもの。

### 応募資格

プロ・アマ問わず、どなたでも応募していただけます。

### 応募方法

フォトコンテスト応募用紙に必要事項をご記入の上、応募作品の裏面に貼付して、千年のかくれんぼフォトコンテスト事務局まで郵送してください。

応募用紙は、三好市観光サイト 大歩危祖谷ナビ (<http://miyoshi-tourism.jp>) からダウンロードできるほか、三好市観光案内所に置いてありますのでご利用ください。

### 応募・お問い合わせ先

千年のかくれんぼフォトコンテスト事務局  
〒778-0003 三好市池田町サラダ 1810-18  
(一社) 三好市観光協会内 TEL.0883-76-0877

## 地域おこし協力隊活動報告

### 池田高校探究科の研究課題にジオパークが取り上げられました

三好市地域おこし協力隊

殿谷 梓



池田高校探究科1年・2年生は数人のグループに分かれて1年に渡り研究課題に取り組み探究活動を行っています。これまで探究科の課題研究では、「中央構造線」や「妖怪と地域振興」など数多くの事例が取り上げられてきました。今年4月からは探究科2年生の中で、「ジオパーク」に関する課題研究にとりくむグループができ、現在一緒に研究活動を進めています。

この「ジオパーク」グループはまず「ジオパークとは何か？」を知らずにはいられません。このために、ジオパーク活動の概要説明を受け、さらには香川大学の長谷川先生が行うジオツアーに参加するなど様々なジオパーク活動に参加してきました。

彼らは現在、11月13日開催予定の「サイエンスカフェ」の内容や周遊コースを検討中です。このイベントでは、池田中学校の生徒たちと池田市街地の「大地の見どころ」について案内できるようなツアーと説明を計画しています。

果たしてどのようなイベントになるのか乞うご期待です。



▲池田高校探究科2年生ジオパークグループの授業風景



▲香川大学長谷川先生から中央構造線について学ぶ

## 無料調停相談

民事・家事問題などでお困りの方は、調停委員が無料で、相談に応じます。当日受付順に行いますので予約は不要です。



**相談内容**  
民事問題（土地・建物・交通事故・金銭貸借など）  
家事問題（離婚・相続・夫婦・親子関係など）

**相談日** 9月25日（火）13時～16時

**相談場所** 三好市保健センター2階会議室

**相談者** 弁護士を含む調停委員10名程度

**主催** 池田調停協会

**お問い合わせ先** 徳島県池田簡易裁判所 ☎72-0234  
※この電話番号は徳島家庭裁判所池田出張所に通じますので、無料調停相談についてお問い合わせください。

### 三好市民大学講座・三好市人権教育講演会



三好市出身アーティスト  
**Sacra e sole**  
サクラ・エ・ソレ

「すべての歌は  
あなたのために」  
ライブ＆トークショー

8月31日（金）13:30～ **入場無料**

三好市中央公民館 4F 大ホール  
主催：三好市教育委員会・三好市人権教育推進協議会  
お問い合わせ：三好市生涯学習・スポーツ振興課 ☎72-3900